

日本労働年鑑 第58集 1988年版

The Labour Year Book of Japan 1988

第二部 経営労務と労使関係

I 経営者団体の動向

1 賃金

2 八七春闘の特徴と評価

八六年の春闘は財界内部から生産性基準原理に対する批判が出て話題になったが、八七年は比較的静かな春闘であった。また、円高不況下で、物価も鎮静しきっており、経営者ペースの「史上最低の賃上げ」となった。しかし日経連は、「物価がほとんど上昇していないので実質賃金上昇率は大変高い」と反論し、名目賃金の上昇でなく、物価引き下げによる可処分所得の上昇をはかるよう主張した(『日経連タイムス』一九八七年五月一三日付「主張」)。また、物価引き下げには土地問題や食料価格の問題の解決と、減税およびその前提たる税制改革が必要だ、と主張した(『日経連タイムス』一九八七年六月一八日付「主張」)。

日経連は、八七年五月一三日の第四〇回定時総会で、例年どおり今春闘を総括した。大槻会長(この大会で会長を辞任)のあいさつは、前年と大同小異であるので、松崎芳伸専務理事(同じく今大会をもって辞任)の「労働情勢報告」から抜粋して紹介する(『日経連タイムス』一九八七年五月二一日付より抜粋)。

【労働情勢報告】

〈前略〉

今春の賃金交渉の最大の特徴は、円の再高騰と雇用情勢の悪化する厳しい状況下で展開されたことだと思います。

厳しい円高情勢下での賃金交渉において、労働側の賃金要求は「六%もしくはそれ以上を目標とする」という昭和六一年一二月に労働四団体と全民労協でまとめたままのものであり、わが国経済の実態とは遊離したものでありました。しかし、実際に産別労組や企業別組合が提出した賃金要求は、バラツキの非常に強いものであり、妥結につきましても、産業、企業毎に非常に跛行性が強かったのが、今春の賃金交渉の大きな特徴だと思います。

マスコミや、労組の一部はこれを「史上最低の賃上げ」と報道しております。この意味は、恐らく三・五%程度のアップ率の数字だけで比較してのことだと思われる。

しかし、これまでの労組の考え方からすれば、中身が非常に充実していることにはなっていないでしょうか。つまり、労組が賃上げ要求をする際に問題としてきました過年度消費者物価の上昇率が、六一年度は〇・〇%と全く沈静化したことであります。その年の名目賃上げ率と過年度の消費者物価上昇率を比較することは理論的には若干無理があると思われるのでありますが、従来の労働組合の主張通りに計算してみますと、今年が過去一〇年間で最も高い実質賃上げ率になったということになりましょう。

円急騰と並んで、今春の賃金交渉を厳しい情勢に導きましたのは、雇用情勢の悪化ということでした。

今年の一月に、完全失業率が統計史上初めて三%に達するという悪状況に直面しました。終身雇用的慣行のある日本の場合には、今日のような厳しい不況下にあっては、企業は余剰人員の形で企業内失業者を抱えることになり、これらの事情を考慮すれば、雇用情勢の実態は数値よりはるかに悪い内容となりましょう。

賃金交渉は終わっても、現在の国際情勢からしますと、円高やこれに伴って起こる雇用問題はそれほど好転は期待できないと思われます、もちろん経営者としては、雇用の悪化防止に最大の努力を傾注しなければならないことは、いうまでもありません。

ドル建てベースでみたとき、わが国の賃金は世界最高水準を行くようになりました。

賃上げによって勤労者の福祉向上をはかることは経済実勢からみて困難になったということでしょう。これからは円高メリットの還元を徹底することによって消費者物価上昇をマイナスにする、あるいは所得減税を進めることで勤労者の可処分所得を増やすという施策が重要になりましょう。それによって勤労者の福祉向上を実現していく、という認識を労使双方で持つべき時代を迎えたように痛感いたします。

つぎに、最近の労働行政の動きとこれに対する使用者側の対応の問題につき、若干触れてみたいと存じます。まず第一に、いわゆる六〇歳定年法についてであります。

定年法は、昨年一〇月から施行されております。ご承知のように、使用者側としては、六〇歳定年が努力義務とされたこと等からやむなくこの法律を了承した次第であります。日経連としては、定年引き上げの行政指導に行き過ぎが生じないよう、引き続き、行政当局に要請を重ねていく所存であります。

第二は、雇用対策ですが、円高不況の進行に伴う雇用情勢の悪化に対処するため、労働省は、これまで、不況業種・不況地域に対する雇用調整助成金の改善、雇用問題が深刻化している地域を対象とした「地域雇用開発等促進法」の施行(本年四月一日より)等の施策を実施しております。

さらに、雇用対策として注目すべきは、官民共同で設立した「財団法人産業雇用安定センター」(会長・鈴木永二日経連副会長)が、この四月一日からスタートを切ったことあります。

最後に労働時間の問題に関して動向を報告します。最近の労働時間問題は個別労使関係における労働条件の決定原則の枠を超え、時間短縮を対外経済摩擦の対処方策として捉えていく傾向にあるように思えます。

新しい動きとしては、法定労働時間を現行の週四八時間から四六時間に短縮したり、年次有給休暇の最低付与日数を六日から一〇日にする等の内容を盛った労働基準法の改正法案が今国会に上程され、もし可決成立すれば来年四月に施行されるということです。

同改正法案は今後の国会審議の帰趨如何にかかっていますが、可決成立しますと、日常の時間管理に直接影響が出てくる関連政省令づくりの審議がありますので、今後とも会員の皆様のご意見を拝聴しながら取り組みたいと思います。重ねてご協力のほど

をお願い申し上げます次第です。

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

****年**月**日公開開始

■←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
